

# 資料 1

## 地方独立行政法人さんむ医療センター第4期中期計画の変更について

地方独立行政法人さんむ医療センターの中期計画については、地方独立行政法人法第26条に基づき、設立団体である山武市が定める「地方独立行政法人さんむ医療センター業務運営等に関する規則」により変更時には設立団体の長の認可を得ることになっています。また、「地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会条例」第2条(1)により評価委員会の意見を求めることになっています。

今回、第4期中期計画において、①病床数の変更、②施設整備の推進、③診療体制の整備、④新病院設立時期の見直しに伴う変更点において変更を行うものです。

### 1 病床数の変更

病床数の変更については、新病院開設時（変更前中期計画では令和5年度）に199床に変更する計画でした。しかし、現在の病床利用数等を鑑み令和4年度から前倒して実施することとします。

病床数の変更については、令和3年9月に地域医療構想調整会議（書面開催）を経て令和3年11月の医療審議会に諮られ、12月の答申により認可される予定です。

総数	内訳
病床数 199床	急性期一般病床 103床
	地域包括ケア病床 40床
	回復期リハビリテーション病床 36床
	緩和ケア病床 20床

### 2 施設設備の推進

新病院の建設スケジュールについては、中期計画策定時は、「さんむ医療センター建替整備基本計画」では、令和4年度末に完成し令和5年度初旬に運用を開始する予定であったことから中期計画においても同様のスケジュールを記載していました。

昨年度、設計・施工を行う事業者を選定し、詳細なスケジュールを作成

した結果、新病院の完成が令和6年2月、運用開始が令和6年5月となったことから中期計画においても整備スケジュールの見直しを行うこととします。

### 3 診療体制の整備

産婦人科については、「新病院では、立ち合い分娩が可能なLDR」となっていましたが、LDRは、専用病床となり一般の産婦人科患者への転用が出来ないこと、設備投資が高額となり費用対効果が少ないことなどから実施しないこととします。

### 4 新病院設立時期の見直しに伴う変更点

第4期中期計画策定時には、新病院が令和4年度末に完成し令和5年度初旬に運用を開始する予定であったことから、新病院での運用に関する事項について計画に盛り込んでおりましたが、新病院の完成が令和6年2月、運用開始が令和6年5月となったことから、第4期中期計画から削除し、第5期中期計画に移行することとします。